

## 議会中継運営事業指名業者選定審査会設置要綱

(設置)

第1条 議会中継運営事業に係る業務を賃貸借契約する場合において、当該契約に係る指名競争入札に参加させる業者を適正に選定するため、議会中継運営事業指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）を議会事務局内に置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、議会中継運営事業の業務の賃貸借契約に係る次に掲げる事項について所掌する。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の12第1項に規定する指名競争入札に参加させるべき業者の指名の審査に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 審査会の委員長は、議会事務局長の職にある者をもって充てる。

3 審査会の委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会事務局次長
- (2) 議会事務局総務課長
- (3) 議会事務局議事課長
- (4) 議会事務局調査課長

(職務)

第4条 審査会の委員長は、会務を総理する。

2 審査会の委員長に事故があるときは、議会事務局次長が委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の招集日は、委員長が別に定める。

2 審査会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前2項の委員には、審査会の副委員長を含む。

5 審査会の委員長は、急施を要し、又は審査会の会議を開催する暇のないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

6 審査会の委員長は、審査に必要なときは、関係職員に対し必要な資料を提出させ、又は審査会に出席させて説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、議会事務局調査課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、議会事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。